

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番12号

豊 商 事 株 式 会 社

代表取締役会長 多々良 實夫

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）営業時間の終了時（午後5時40分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館7階701号
3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の算定方法及び内容決定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集通知添付書類及び株主総会参考書類について、記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yutaka-shoji.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

事 業 報 告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、デフレからの脱却と、持続的な社会保障制度の確立を政策課題とし、日本銀行による大胆な金融政策の導入、社会保障と税の一体改革の関連法案の成立など、具体的な施策の取組が進み、景気は緩やかな回復基調ではじまりましたが、後半では世界的な原油価格の下落から物価の下振れは避けられなくなり、新たに持久可能な金融政策の枠組みとして1月末に日本銀行によるマイナス金利が導入され、デフレ脱却はさらに長期化する状況となりました。一方、世界経済は、米国F R B(米連邦準備制度理事会)が9年半ぶりに政策金利を引上げ、7年に及ぶゼロ金利政策を解除し、米国主導の景気回復が期待されているものの、中国経済の先行き不透明感や中東における地政学的リスクの影響による原油安等の問題点が顕在化し、失速が懸念される状況となっております。

証券市場においては、日経平均株価指数に代表される取引所株価指数証拠金取引(くりっく株365)は円安・ドル高による輸出関連企業の好調な業績を背景に堅調に推移し、6月には20,967円を示現し、平成8年12月以来およそ18年半ぶりの高値となりました。しかし8月に突然の人民元切り下げに端を発した、中国経済の減速懸念が世界的な株式市場の急落を誘発し、日経平均株価も大きくレンジを切り下げ、9月末には17,000円割れとなりました。その後は円安・ドル高を背景に反発場面となり、12月には再度20,000円台まで反発しましたが、世界同時株安の影響や、米国の追加利上げペースの鈍化見通しから円高・ドル安が進み、2月には15,000円を割り込みました。その後は反発場面となり、17,000円台まで水準を戻しました。

商品相場においては、原油はサウジアラビアがイエメンへの軍事介入を開始したことから、中東での地政学的リスクが高まりNY原油が急伸、国内市場も追随する動きとなり50,000円台まで上昇しました。しかしその後は、世界同時株安を背景としたリスク資産からの資金流出により軟調に推移、12月にはO P E C(石油輸出国機構)の総会での減産見送りを受けた失望売りが相場を一段と押し下げる展開となり、1月には一時20,000円を割り込みました。しかしその後は、ロシアやサウジアラビアなどの産油国が、増産凍結協議に入るとの見通しから反発場面となり、25,000円台まで回復しました。

金は4,600円前後で推移していましたが、5月に入るとNY金の上昇や、円安・ドル高を背景に国内金市場は堅調に推移、4,800円直前まで上昇しました。7月に入ると米国の年内利上げ観測が強まり軟調な推移となりましたが、世界同時株安から、リスク回避の流れが強まり、金に資金が集まりました。その後は米国の利上げ予想時期に振り回され4,200円から4,500円のレンジで推移しておりましたが、米国FRB(米連邦準備制度理事会)が12月16日に9年半ぶりの利上げを発表し、原油価格の急落も弱材料となり、1月には4,100円を割り込んだものの、依然として継続する世界同時株安から、安全資産としての金に資金が集まり、4,400円台まで回復しました。

穀物は主要産地である米国での前年度の豊作による需給緩和を背景に、今年度のトウモロコシ及び大豆の作付が順調に推移したことから相場は下落基調となりました。しかし6月に入ると、米国穀倉地帯で大雨が続いたことから、作付面積の減少や作柄悪化懸念が台頭し、大きく値を戻しましたが、その後は天候に恵まれ豊作が確定、3年連続の豊作による潤沢な在庫が圧迫要因となり、軟調な展開となりました。

為替市場においては、ドル円相場は120円を中心とした狭いレンジで推移していましたが、イエレンFRB(米連邦準備制度理事会)議長が、年内の利上げを示唆する発言を行ったことからドル買いが進み、6月には平成14年6月以来およそ13年ぶりの円安・ドル高となる125.87円まで上昇しました。修正場面の後、8月に入ると中国人民銀行による突然の人民元切り下げ発表を受けて、ドル円相場は再度125円台まで上昇しました。しかし、中国経済の減速懸念がリスク回避の動きとなり8月末には116.05円まで急落しました。その後は米国FRB(米連邦準備制度理事会)の利上げが改めて意識され、123円後半まで上昇しましたが、世界的な株安が重荷となり、利上げ決定後もリスク回避の動きが強まり115.96円まで下落しました。その後、日本銀行がマイナス金利を導入する金融緩和策を打ち出したことから、瞬間的に円安への動きを強めましたが、2月に入ると世界同時株安の影響や、米国の追加利上げペースの鈍化見通しから円高・ドル安が進行し、110.98円まで下落しました。その後は良好な米経済指標をきっかけに持ち直し、113円を中心としたボックス圏での動きとなりました。

このような環境のもとで、当社グループの当連結会計年度の商品先物取引の総売買高は1,998千枚(前年同期比74.4%増)及び金融商品取引等の総売買高は3,366千枚(前年同期比39.6%増)となり、受取手数料は4,326百万円(前年同期比0.1%増)、売買損益は119百万円の利益(前年同期比70.5%減)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は営業収益4,456百万円(前年同期比6.6%減)、経常利益114百万円(前年同期比78.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益447百万円(前年同期比131.6%増)となりました。

今後の安定的な収益拡大に向け、商品先物取引、取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」及び取引所為替証拠金取引「Yutaka24」を3本柱とし、特に取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」や証券媒介取引の預り資産の増大に注力してまいります。

(2) 設備投資の状況

当社グループ(当社及び連結子会社)の当連結会計年度における設備投資の総額は、57百万円であり、主として商品先物取引業及び金融商品取引業における新システムの対応等に投資しております。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 57 期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	第 58 期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	第 59 期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第60期(当連結会計年度) (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
営 業 収 益	4,435	4,237	4,772	4,456
経 常 損 益	111	△39	518	114
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 益	△147	△255	193	447
1株当たり当期純損益 (円)	△17.99	△31.07	23.49	54.51
総 資 産	37,108	37,555	41,553	42,928
純 資 産	9,384	9,083	9,348	9,534

- (注) 1. △印は、損失を示しております。
 2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
 3. 1株当たり当期純損益は、表示単位未満を四捨五入しております。
 4. 当社は、第60期より株式給付信託(J-ESOP)を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式は、株主資本において自己株式として計上しており、1株当たり当期純損益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 57 期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	第 58 期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	第 59 期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第60期(当事業年度) (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
営 業 収 益	4,234	4,102	4,572	4,283
う ち 受 取 手 数 料	4,157	3,958	4,241	4,239
経 常 損 益	155	△39	463	69
当 期 純 損 益	△86	△256	147	382
1株当たり当期純損益 (円)	△10.36	△30.82	17.76	46.64
総 資 産	35,604	36,213	40,464	41,880
純 資 産	9,180	8,882	9,050	9,148

- (注) 1. △印は、損失を示しております。
 2. 1株当たり当期純損益は、表示単位未満を四捨五入しております。
 3. 第57期は、全国商品取引業厚生年金基金の解散による特別損失を計上したことから、当期純損失を計上しました。
 4. 第58期は、営業収益の低迷により経常損失を計上し、さらに繰延税金資産の取り崩しにより当期純損失を計上しました。

(5) 対処すべき課題

当社グループの主要な事業である商品先物取引業は、市場での売買高が減少傾向にあり、業界にとって厳しい事業環境にあります。

取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」及び取引所為替証拠金取引「Yutaka24」等の金融商品取引業は当社グループの収益基盤の柱として急成長の途にあり、引き続き大きく成長させることが重要な課題と考えております。

また、証券取引の媒介については、本格的な証券取引業への参入の為の将来の布石として位置付けております。

このような施策により安定的な収益基盤を確保し、顧客層の拡大を図ってまいります。

当社グループは、お客様に信頼頂ける企業集団となるべく、コンプライアンス態勢の確立及び維持に向けて一層注力してまいります。

また、情報ネットワーク社会において大切なお客様情報を守る為、情報セキュリティ環境の向上及び維持に向けて最大限の努力を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.	千米ドル 3,016	100.00%	商品先物取引業等
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	百万円 300	100.00%	商品先物取引業等
ユタカエステート株式会社	百万円 30	100.00%	不動産管理業

(注) 当連結会計年度において、ユタカ・フューチャーズ株式会社は清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他

会社名	資本金	当社への議決権比率	主要な事業の内容
EVOLUTION JAPAN 株式会社	百万円 3,245	31.95%	商品先物取引法に基づく商品取引所における上場商品の売買取引及び売買取引受託業務等

(7) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事業部門	事業の内容
商品先物取引業	商品先物取引
金融商品取引業	取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」 取引所為替証拠金取引「Yutaka24」 証券媒介取引等
不動産管理業	研修施設等への管理

① 受託業務

商品先物取引法に基づく商品取引業(商品先物取引)及び金融商品取引法に基づく金融商品取引業(取引所為替証拠金取引、取引所株価指数証拠金取引)に係る受託業務。

② 自己売買業務

商品先物取引、取引所株価指数証拠金取引及び取引所為替証拠金取引における当社グループが自己の計算において行う取引業務。

(8) 主要な事業所 (平成28年3月31日現在)

[当 社]

本 社 東京都中央区

支 店 9店

地 区	支 店 数
東 京 地 区	池 袋 支 店 (東 京 都 豊 島 区) 等 4店
札 幌 地 区	札 幌 支 店 (札 幌 市 中 央 区) 1店
名 古 屋 地 区	名 古 屋 支 店 (名 古 屋 市 中 村 区) 1店
大 阪 地 区	大 阪 支 店 (大 阪 市 中 央 区) 等 2店
福 岡 地 区	福 岡 支 店 (福 岡 市 博 多 区) 1店

[子 会 社]

会 社 名	所 在 地
YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.	シ ン ガ ポ ー ル
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	東 京 都 中 央 区
ユタカエステート株式会社	東 京 都 中 央 区

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
305名	2名減少

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計又は平均	299名	2名減少	38歳6ヶ月	11年6ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	300百万円
株式会社みずほ銀行	300百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,897,472株(自己株式595,509株を含む。)
- (3) 株 主 数 825名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
EVOLUTION JAPAN株式会社	2,652	31.94
株式会社多々良マネジメント	1,000	12.04
多々良 義 成	509	6.13
株式会社三井住友銀行	312	3.75
株式会社みずほ銀行	240	2.89
豊商事従業員持株会	219	2.64
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	200	2.40
株式会社西日本シティ銀行	160	1.92
多々良 實 夫	156	1.88
橋 本 建 生	140	1.69

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式595,509株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.69%）を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております（表示単位未満切り捨て）。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	多々良 實 夫	ユタカエステート㈱代表取締役会長 日本商品委託者保護基金理事長
代表取締役社長	安 成 政 文	ユタカ・アセット・トレーディング㈱代表取締役社長
専 務 取 締 役	多々良 孝 之	管理本部長兼総務部長兼デリバティブス・IT業務部長
常 務 取 締 役	安 達 芳 則	営業統括本部長
取 締 役	浦 柄 健	ディーリング部長
取 締 役	日 下 伸 一	大阪営業本部長
取 締 役	瀧 田 照 久	東京第二営業本部長
取 締 役	鷹 啄 浩	法人営業部長
取締役相談役(非常勤)	多々良 義 成	
監 査 役 (常 勤)	尾 崎 康 秀	
監 査 役 (常 勤)	篠 塚 幸 治	
監 査 役	福 島 啓 史 郎	社外監査役 ㈱有機エネルギー日本再生機構代表取締役 バサルトファイバー㈱代表取締役 日本バイオマス燃料㈱代表取締役
監 査 役	新 欣 樹	社外監査役 (一財)素形材センター顧問

- (注) 1. 当事業年度中に社外取締役が辞任され、当社は、当社が求める知見及び独立性を有した社外取締役を導入すべく鋭意人選を進めてまいりましたが、適任者を見つけるに至らず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。しかしながら、その後も精力的に社外取締役の人選に努めた結果、適任者を得ることができましたので、第60回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。
2. 監査役福島啓史郎及び新欣樹の両氏は社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役尾崎康秀及び篠塚幸治の両氏は、当社内の経理部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の役員の異動
- (1) 平成27年6月26日開催の第59回定時株主総会において、鷹啄浩氏が取締役に選任され就任いたしました。
- (2) 平成27年6月26日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、取締役石黒文博氏は、退任いたしました。

(3) 当事業年度中に辞任した取締役は次のとおりであります。

氏名	辞任時の地位、担当及び重要な兼職の状況	辞任年月日
濱口秀晃	取締役名古屋営業本部長	平成27年9月15日
工藤英人	取締役 あかつきフィナンシャルグループ(株)取締役 あかつき証券(株)代表取締役社長 ウェルス・マネージメント(株)取締役	平成27年10月15日

(注) 取締役工藤英人氏は社外取締役でありました。

(4) 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

氏名	新役職名	旧役職名	異動年月日
多々良孝之	専務取締役管理本部長兼デリバティブ・IT業務部長	常務取締役管理本部長兼デリバティブ・IT業務部長	平成27年4月1日
安達芳則	常務取締役営業統括本部長	取締役大阪営業本部長	平成27年4月1日
濱口秀晃	取締役名古屋営業本部長	取締役東京第一営業本部長	平成27年4月1日
日下伸一	取締役大阪営業本部長	取締役名古屋営業本部長	平成27年4月1日
瀧田照久	取締役東京第二営業本部長	取締役東京第三営業本部長	平成27年4月1日
多々良孝之	専務取締役管理本部長兼総務部長兼デリバティブ・IT業務部長	専務取締役管理本部長兼デリバティブ・IT業務部長	平成27年11月1日

(5) 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な異動は次のとおりであります。

氏名	新役職名	旧役職名	異動年月日
多々良孝之	専務取締役管理本部長	専務取締役管理本部長兼総務部長兼デリバティブ・IT業務部長	平成28年4月1日

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	当 社 と の 関 係
社外取締役	工 藤 英 人	あかつきフィナンシャルグループ(株)は、当社との取引関係はありません。 あかつき証券(株)は、当社と平成26年5月より業務提携し証券等の媒介等取引があります。また、あかつきフィナンシャルグループ(株)の連結子会社であります。 ウェルス・マネージメント(株)は、当社との取引関係はありません。
監 査 役	福 島 啓 史 郎	(株)有機エネルギー日本再生機構は、当社との取引関係はありません。 バサルトファイバー(株)は、当社との取引関係はありません。 日本バイオマス燃料(株)は、当社との取引関係はありません。
監 査 役	新 欣 樹	(一財)素形材センターは、当社との取引関係はありません。

(注) 社外取締役工藤英人氏は平成27年10月15日付けにて社外取締役を辞任されております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	工 藤 英 人	社外取締役辞任迄に開催された取締役会11回のうち10回出席し、議案審議等に適切な発言を適宜行っております。
監 査 役	福 島 啓 史 郎	当期開催の取締役会17回のうち10回出席し、また、当期開催の監査役会11回の全てに出席し、適切な発言を適宜行っております。
監 査 役	新 欣 樹	当期開催の取締役会17回のうち12回出席し、また、当期開催の監査役会11回の全てに出席し、適切な発言を適宜行っております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	12名	183百万円
(うち社外取締役)	(1名)	(3百万円)
監 査 役	4名	22百万円
(うち社外監査役)	(2名)	(10百万円)
合 計	16名	206百万円

(注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 30百万円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 「1.(6)②重要な子会社の状況」に記載の主要な連結子会社のうち、YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人 (Auditor) の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」に係る顧客資産の分別管理に関する検証業務、取引所為替証拠金取引「Yutaka24」に係る顧客預り金の区分管理の状況に関連して合意された手続業務及び子会社におけるコンプライアンスデューデリジェンス業務を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、又は抵触した場合、会計監査人としての職務を適正に遂行することに支障があると判断した場合、その必要があると判断した場合は、監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任について決議して株主総会に提案します。

また、監査役会は会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合は、全員一致の決議により監査役会が当該会計監査人を解任します。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第4号)

当企業集団は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するために、各分野の基本規程にコンプライアンス(法令等遵守)を盛り込み、必要な業務規程を定め、部門業務について業務分掌や業務マニュアルにより責任、権限等を明確にし、これらの諸規程の周知を図ることで、当企業集団全体に適切なコンプライアンス態勢の構築に努めます。また、これら諸規程等については適切に見直しを行います。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当企業集団は、取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、重要な会議の議事録、各種契約書類、各業務の法定帳簿、財務会計に係る計算書類、各種の稟議書について、文書、電子データ及び情報記録媒体は法令並びに文書取扱及び情報セキュリティに関する諸規程に基づき適切かつ厳正に取り扱います。

情報セキュリティについては、情報の漏洩、滅失、紛失を防止するために対応策を講じ、対応規程を定めて情報セキュリティ責任者を設置し、情報セキュリティ体制の確立に努めます。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

当企業集団は、当企業集団の事業の健全性及び適切性確保のため、事業環境に係るリスクに対して統合的なリスク管理を行うための規程を定め、それを運用する委員会を設置し、リスク管理の実効性の向上に努めます。また、その委員会は把握するリスクについて、立案したリスク対策と共に定期的に当該リスクを数値化して、その状況をリスク報告書として取締役等へ報告します。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

当企業集団は、取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するため、組織、業務分掌、職務権限、委員会、稟議等の諸規程を定め、事業運営が効率的に行える態勢の確保に努めます。

(5) 当企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第5号)

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当企業集団は、子会社の業績、財務等の状況について報告すべき事項としてグループ会社管理の規程に定め、子会社の取締役等がそれらの情報を定期的に当社代表取締役へ報告する態勢とします。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当企業集団は、子会社の業務の健全性及び適切性確保のため、各子会社の業務の専門性に鑑み当該子会社にて諸規則を定め、適切ナリスク発生の把握に努め、子会社の取締役等の報告の基に当社と連携して、当企業集団の損失の危険の管理態勢の確立に努めます。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当企業集団は、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われるため、各子会社においてグループ会社管理、業務分掌、職務権限、稟議等の諸規程を定め、当社への報告すべき事項を明確にし、子会社の取締役等の職務範囲及び権限を明確にし、子会社事業の運営が効率的に行える態勢の確保に努めます。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当企業集団は、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するために、各子会社の事業内容に沿った基本規程にコンプライアンス(法令等遵守)を盛り込み、必要な諸規程、業務マニュアルを定め、各業務の責任、権限等を明確にし、これらの諸規程等の周知を図り、各子会社に適切なコンプライアンス態勢の構築に努めます。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)

当企業集団は、監査役が当企業集団の従業員に監査業務に必要な事項を命令することが出来るものと規定しており、また、監査役の職務を補助する従業員を総務部に設置し、監査役の事務処理等を補助させる態勢とします。

(7) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)

当企業集団は、監査役の職務の独立性を確保するため、前項の従業員が行う監査業務の補助については、所属部門の取締役の指揮命令を受けないものと定めています。

- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第3号)

当企業集団は、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から従業員に、監査役の職務の補助業務の遂行の指示があった場合、当該従業員は監査役の指揮命令に従うものと定めています。

- (9) 監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当企業集団は、取締役及び従業員が、当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する態勢とします。

また、内部通報窓口担当は、内部通報窓口への通報の状況を定期的に監査役に報告します。その際、通報者が監査役への通報を希望するときは、速やかに監査役に報告します。

- (10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)

当企業集団は、監査役へ報告をした当企業集団の従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の取締役等及び従業員に周知徹底します。

- (11) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)

当企業集団は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い、又は償還等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理します。

- (12) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)

当企業集団は、監査役が、取締役会や重要な会議等への出席、及び稟議等の業務執行に係る重要な書類の閲覧などで、当企業集団の業務の執行状況等について監査するとともに、定期的に代表取締役と意見交換を行います。また、監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、職務の執行に際して必要な場合は弁護士等の外部の専門家を活用します。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

当企業集団では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当連結会計年度のうち「会社法の一部を改正する法律」（平成26年度法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行に関する事項

取締役及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施するとともに、監査役監査及び定期の内部監査を通じて、取締役及び従業員の職務の執行が法令、定款及び諸規程等に基づき執行されていることを確認しております。

決裁や承認及びその他社内手続きに係る証憑の書面化と電子化の環境を整備し、文書取扱規程に基づき適切な保存管理を行うとともに、情報セキュリティ管理規程等に基づく情報区分と重要度に応じた情報管理の徹底を行っております。

定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役が出席し、法令、定款等に定められた事項、経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を審議し決定するとともに、独立性を保持した監査役も出席して職務執行に関する意思決定を監督しております。

(2) 損失の危険の管理に関する事項

当社の事業環境に係る様々なリスクについて、経営における重大な損失、不利益等を最小化するため経営リスク管理規程を定め、定期的、継続的に経営リスク管理委員会を開催し、リスク分析、評価、対策について検討し、その結果をリスク報告書として取締役等に報告し協議を行う等、適切なリスク管理を行っております。

(3) 当企業集団の業務の適正の確保に関する事項

当社の代表取締役に、子会社の代表取締役から経営状況等については適宜、報告を受け、現状を把握できる体制になっております。

(4) 監査役職務執行に関する事項

監査役会は独立性の高い社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、定例の開催では常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換が行われています。

監査役は、取締役会を含む重要な会議へ出席し、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求めています。

監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	36,863,913	流動負債	32,227,011
現金及び預金	5,506,925	買掛金	17,672
売掛金	12,965	委託者未払金	468,802
委託者未収金	234,389	短期借入金	625,000
トレーディング商品	272,858	未払法人税等	36,321
商品	4,411	賞与引当金	90,816
繰延税金資産	80,484	役員賞与引当金	50,000
保管有価証券	7,461,461	預り証拠金	15,295,300
差入保証金	22,728,954	金融商品取引保証金	14,482,366
その他	561,792	委託者先物取引差金	638,471
貸倒引当金	△328	その他	522,260
固定資産	6,064,575	固定負債	1,014,195
有形固定資産	3,255,158	役員退職慰労引当金	184,670
建物及び構築物	1,050,147	訴訟損失引当金	17,430
機械装置及び運搬具	10,130	退職給付に係る負債	695,259
器具及び備品	95,209	株式給付引当金	7,941
土地	2,098,378	繰延税金負債	63,164
リース資産	1,292	その他	45,729
無形固定資産	125,711	特別法上の準備金	152,622
投資その他の資産	2,683,705	商品取引責任準備金 (商品先物取引法第221条)	141,782
投資有価証券	1,075,997	金融商品取引責任準備金 (金融商品取引法第46条の5)	10,839
長期差入保証金	872,008	負債合計	33,393,829
長期貸付金	19,428	純資産の部	
繰延税金資産	3,925	株主資本	9,569,222
その他	1,251,604	資本金	1,722,000
貸倒引当金	△539,259	資本剰余金	1,104,480
資産合計	42,928,488	利益剰余金	7,110,090
		自己株式	△367,347
		その他の包括利益累計額	△34,563
		その他有価証券評価差額金	△26,115
		為替換算調整勘定	26,995
		退職給付に係る調整累計額	△35,443
		純資産合計	9,534,659
		負債純資産合計	42,928,488

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
受取手数料	4,326,468	
売買損益	119,758	
その他の	10,290	4,456,517
営業費用		
販売費及び一般管理費	4,373,146	4,373,146
営業利益		83,370
営業外収益		
受取利息	2,540	
受取配当金	15,780	
貸倒引当金戻入額	1,062	
為替差益	2,051	
その他の	28,212	49,647
営業外費用		
支払利息	17,042	
権利金償却	1,048	
その他の	561	18,652
経常利益		114,365
特別利益		
固定資産売却益	560,790	
投資有価証券売却益	5,476	
厚生年金基金解散損失戻入益	107,136	673,404
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入額	2,215	
減損損失	77	
固定資産除売却損	3	
会員権評価損	1,225	
訴訟関連損失	109,544	
訴訟損失引当金繰入額	17,430	130,496
税金等調整前当期純利益		657,272
法人税、住民税及び事業税	55,115	
法人税等調整額	155,017	210,132
当期純利益		447,140
親会社株主に帰属する当期純利益		447,140

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,722,000	1,104,579	6,771,879	△312,958	9,285,500
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△106,829		△106,829
親会社株主に帰属する当期純利益			447,140		447,140
自 己 株 式 の 処 分		△2,200		2,200	—
自 己 株 式 の 取 得				△56,588	△56,588
連 結 範 囲 の 変 動		△99	99		—
利益剰余金から資本剰余金への振替		2,200	△2,200		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△99	338,210	△54,388	283,722
当 期 末 残 高	1,722,000	1,104,480	7,110,090	△367,347	9,569,222

(単位：千円)

区 分	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	49,569	48,365	△35,241	62,694	9,348,194
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△106,829
親会社株主に帰属する当期純利益					447,140
自 己 株 式 の 処 分					—
自 己 株 式 の 取 得					△56,588
連 結 範 囲 の 変 動					—
利益剰余金から資本剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△75,685	△21,369	△202	△97,257	△97,257
当 期 変 動 額 合 計	△75,685	△21,369	△202	△97,257	186,464
当 期 末 残 高	△26,115	26,995	△35,443	△34,563	9,534,659

連 結 注 記 表

当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づき、「商品先物取引業統一経理基準」（日本商品先物取引協会 平成23年3月2日改正）及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」（日本商品先物取引協会 平成28年5月25日改正）に準拠して作成しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	3社
主要な連結子会社の名称	YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. ユタカ・アセット・トレーディング㈱ ユタカエステート㈱

当連結会計年度において、ユタカ・フューチャーズ株式会社は清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 保管有価証券の評価基準及び評価方法

商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づき、商品取引所が定めた充用価格によっております。

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

④ 商品の評価基準及び評価方法

・ 通常の販売目的で保有する商品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・ トレーディング目的で保有する商品

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）は定額法、建物以外については定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準

① 貸倒引当金は、期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金は、従業員への賞与の支給に充てるため、過去の支給実績額を勘案し、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金は、役員への賞与の支給に充てるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員の当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑥ 訴訟損失引当金は、商品取引事故及び金融商品取引事故による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末残高を勘案して、当連結会計年度において必要と認められる金額を計上しております。

⑦ 商品取引責任準備金は、商品取引事故における損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づいて計上しております。

⑧ 金融商品取引責任準備金は、金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づいて計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 重要な営業収益の計上基準

・受取手数料

イ 商品先物取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。
ロ オプション取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。
ハ 取引所株価指数証拠金取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。
ニ 取引所為替証拠金取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。
ホ 証券媒介取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

- 平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由(会計基準等の名称)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、
支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、
取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による
取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた
年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載
する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行
っております。

(2) 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第
44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、
当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

(3) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(未適用の会計基準等)

- 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)

(1) 会計基準等の名称及びその概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の
回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類
に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて
必要な見直しが行われております。

- ① (分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ② (分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件
- ③ (分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④ (分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤ (分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 会計基準等の適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 会計基準等が連結計算書類に与える影響に関する事項

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

(追加情報)

1. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、平成27年10月30日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ES0P)」(以下、本制度)を平成28年3月9日より導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式又は金銭を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末94,600千円、200,000株であります。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の33.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

その他（流動資産）	5,000千円
建物及び構築物	528,189千円
土地	1,753,563千円
投資有価証券	358,152千円
計	2,644,905千円

なお、このほかに先物取引証拠金の代用として(株)日本商品清算機構等に保管有価証券7,461,461千円を預託しております。

担保に係る債務

短期借入金	625,000千円
商品先物取引法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額	1,000,000千円
商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額	700,000千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産 1,958,518千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末
普通株式	8,897,472株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	106,829千円	13円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(注) 連結子会社が保有する自社の株式に対する配当金を控除しております。なお、控除前の金額は、107,999千円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

配当金の総額	166,039千円
1株当たり配当額	20円00銭
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月30日

(注) 1. 「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が、基準日現在に保有する自社の株式に対する配当金4,000千円が含まれております。

2. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、商品先物取引業を主要な事業とし、当社は、主に商品先物取引及び金融商品取引の受託業務及び自己ディーリング業務を行っており、当社の一部の連結子会社は、自己ディーリング業務を行っております。当社グループは、一時的な余資は預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入れにより調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループが保有する主要な金融資産及び金融負債には、法律に基づき委託者から受託取引に伴い受け入れた預託額があります。商品先物取引においては、商品先物取引法及び同法関連法令の規制により、委託者から証拠金として受け入れた現金、又は代用有価証券（一定の評価基準に基づいた時価による評価額）を「預り証拠金」（金融負債）として計上し、一方において委託者の計算による取引に係る証拠金として加減算した金額を㈱日本商品清算機構に差入れるとともに、現金については「差入保証金」、代用有価証券については「保管有価証券」（ともに金融資産）として計上されております。また、取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引においては、金融商品取引法の適用を受けて、委託者から受け入れた預託金を「金融商品取引保証金」（金融負債）として計上し、一方において同額を㈱東京金融取引所に差入れ分離保管されるとともに、「差入保証金」（金融資産）として計上されております。これらの金融資産については、清算機構（アウトハウス型クリアリングハウス）又は取引所等に預託していることから信用リスクは殆どないと判断されます。

営業債権である委託者未収金は、委託者の信用リスクに晒されており、当社の社内規程に従い、委託者ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な委託者の信用状況を四半期ごとに把握する体制を採用し、1年以内に回収されるものであります。その他有価証券及びその他投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債については、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備、ソフトウェア等の投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は契約日後、原則として5年であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。当該デリバティブ取引に伴って、当社グループの財務状況に大きな影響を与えると考えられる主要な要因として、市場リスク（マーケット・リスク）が挙げられます。原商品等の市場価格の変動に伴って、当該デリバティブ取引契約残高の価値（時価額）が増減する場合のその価値の増減を、市場リスクと認識しております。

信用リスク（取引先リスク）については、主として取引所取引に限定しているため、取引所取引では取引所を通して日々決済が行われておりますので、当該リスクは殆どないと認識しております。

当社グループは、デリバティブ取引のディーリング業務を遂行するうえで、経営の健全性を保持する観点からリスク管理が極めて重要であると認識しております。

リスク管理の基本的姿勢は、当社グループの財務状況に対応してリスクを効率的にコントロールすることです。当社は、ディーリング関連規程に基づき、毎期初に定める経営方針及び年度予算と連携して年間のディーリング計画を策定し、運営、管理しております。

リスク管理体制は、売買を執行する部署から独立したリスク管理部署が、日次、週次、月次のポジション・リスク及び売買損益の状況をチェックする体制となっており、その情報は、役員及び関連部署に報告されて、月次の定例取締役会に報告されております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」に関して「(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 デリバティブ取引」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	5,506,925	5,506,925	—
(2) 委託者未収金	234,389		
貸倒引当金(*1)	△227		
計	234,162	234,162	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	580,836	580,836	—
(4) トレーディング商品	272,858	272,858	—
(5) 保管有価証券	7,461,461	10,455,528	2,994,067
(6) 差入保証金	22,728,954	22,728,954	—
(7) 長期貸付金	19,428		
貸倒引当金(*1)	△4,238		
計	15,190	14,941	△248
資産計	36,800,388	39,794,206	2,993,818
(1) 委託者未払金	468,802	468,802	—
(2) 短期借入金	625,000	625,000	—
(3) 預り証拠金	15,295,300	18,289,368	2,994,067
(4) 金融商品取引保証金	14,482,366	14,482,366	—
(5) 委託者先物取引差金	638,471	638,471	—
負債計	31,509,941	34,504,008	2,994,067
デリバティブ取引(*2)	3,157	3,157	—

(*1) 科目に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、定期預金については短期であり、また、満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 委託者未収金

短期間で決済されるため、時価は当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した価額を計上しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引先金融機関から提示された価格によっております。非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることにより、当該帳簿価額によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	取 得 原 価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	275,018	242,655	32,362
②債券	—	—	—
③その他	—	—	—
小計	275,018	242,655	32,362
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	305,818	364,295	△58,477
②債券	—	—	—
③その他	—	—	—
小計	305,818	364,295	△58,477
合計	580,836	606,951	△26,115

② 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
①株式	41,317	5,476	—
②債券	—	—	—
③その他	—	—	—
合計	41,317	5,476	—

(4) トレーディング商品

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 保管有価証券

商品先物取引において委託者の計算による取引に係る取引証拠金として、有価証券により(株)日本商品清算機構へ差し入れたものであり、預り証拠金に含まれる代用有価証券との対照勘定であります。貸借対照表価額は商品先物取引法施行規則により当該有価証券の一定の評価基準による充用価格で計上されております。当該有価証券について時価評価をおこなっております。

(6) 差入保証金

商品先物取引及び金融商品取引において自己又は委託者の計算による取引に係る取引証拠金として、現金により(株)日本商品清算機構等へ差し入れたものであり、短期間で決済されるものであります。このため時価は帳簿価額と近似しているため当該帳簿価額によっております。

(7) 長期貸付金

回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間及び貸付先の信用リスクに対応した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 委託者未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 預り証拠金

委託者より取引証拠金として受け入れた現金及び代用有価証券で受け入れたもので(株)日本商品清算機構へ預託するものであり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額としております。代用有価証券については、対照勘定である保管有価証券の時価評価額と同額としております。

(4) 金融商品取引保証金

委託者より金融商品取引の取引証拠金として受け入れたもので(株)東京金融取引所へ分離保管として預託するものであり、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため当該帳簿価額によっております。

(5) 委託者先物取引差金（貸方）

㈱日本商品清算機構を経由して受取った委託者の計算による未決済済に係る約定差金及び帳入差金であり、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

先物取引、オプション取引及びこれらに類似する取引（以下、「デリバティブ取引」という。）により生じる正味の債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債務は、純額により時価を連結貸借対照表計上額としております。

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

① 商品関連

(単位：千円)

区 分	種 類	当連結会計年度（平成28年3月31日）			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時 価	評価損益
市場取引	商品先物取引				
	売建	4,942,922	—	4,846,137	96,784
	買建	4,503,076	—	4,425,820	△77,256
	差引計	—	—	—	19,528

(注) 時価の算定資料

各商品取引所における最終の価格に基づき算定しております。

② 株式関連

(単位：千円)

区 分	種 類	当連結会計年度（平成28年3月31日）			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時 価	評価損益
市場取引	取引所株価指数証拠金取引				
	売建	322,600	—	342,261	△19,661
	買建	626,240	—	923,159	296,919
	差引計	—	—	—	277,257

(注) 時価の算定資料
 (株)東京金融取引所における最終の価格に基づき算定しております。

③ 為替関連

(単位：千円)

区 分	種 類	当連結会計年度（平成28年3月31日）			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時 価	評価損益
市場取引	取引所為替証拠金取引				
	売建	—	—	—	—
	買建	117,495	—	112,722	△4,773
	差引計	—	—	—	△4,773
市場外取引	為替証拠金取引				
	売建	34,102	—	33,729	373
	買建	—	—	—	—
	差引計	—	—	—	373

(注) 時価の算定資料
 (株)東京金融取引所等における最終の価格等に基づき算定しております。

- (2) ヘッジ会計が適用されているもの
 該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	495,161

こちらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産 (3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年 以 内	1年超5年以内	5年超10年以内	10 年 超
(1) 現金及び預金	5,506,925	—	—	—
(2) 委託者未収金	234,389	—	—	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	—	—	—	—
(4) トレーディング商品	272,858	—	—	—
(5) 保管有価証券	7,461,461	—	—	—
(6) 差入保証金	22,728,954	—	—	—
(7) 長期貸付金	—	19,428	—	—
合計	36,204,589	19,428	—	—

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,177円83銭
1株当たり当期純利益金額	54円51銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は200,000株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は16,667株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	35,471,333	流動負債	31,663,954
現金及び預金	4,392,314	買掛金	17,672
委託者未収金	190,085	短期借入金	625,000
売掛金	12,965	リース債	1,292
トレーディング商品	272,484	未払法人税等	29,907
商品	4,411	未払消費税等	56,944
前払費用	19,807	賞与引当金	90,450
繰延税金資産	79,241	役員賞与引当金	50,000
保管有価証券	7,461,461	預り証	15,347,222
差入保証金	22,387,019	金融商品取引保証金	14,583,326
その他の金	651,958	委託者先物	637,334
貸倒引当金	△416	その他	224,806
固定資産	6,408,872	固定負債	915,587
有形固定資産	2,670,094	退職給付引当金	659,815
建物	683,442	株式給付引当金	7,941
構築物	3,630	役員退職慰労引当金	184,670
車両	10,130	訴訟損失引当金	17,430
器具及び備品	92,405	その他	45,729
土地	1,879,193	特別法上の準備金	152,622
リース資産	1,292	商品取引責任準備金	141,782
無形固定資産	119,810	(商品先物取引法第221条)	
ソフトウェア	94,333	金融商品取引責任準備金	10,839
その他	25,477	(金融商品取引法第46条の5)	
投資その他の資産	3,618,967	負債合計	32,732,165
投資有価証券	1,075,997	純資産の部	
関係会社株式	621,117	株主資本	9,174,156
出資	8,130	資本金	1,722,000
長期差入保証金	1,201,170	資本剰余金	1,104,480
長期貸付金	11,588	資本準備金	1,104,480
従業員に対する長期貸付金	7,840	利益剰余金	6,730,538
長期委託者未収金	598,776	利益準備金	430,500
長期前払費用	11,291	その他利益剰余金	6,300,038
繰延税金資産	3,925	別途積立金	5,800,000
保険積立金	574,059	繰越利益剰余金	500,038
その他の金	44,329	自己株式	△382,862
貸倒引当金	△539,259	評価・換算差額等	△26,115
		その他有価証券評価差額金	△26,115
資産合計	41,880,205	純資産合計	9,148,040
		負債純資産合計	41,880,205

損 益 計 算 書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
受 取 手 数 料	4,239,383	
売 買 損 益	33,342	
そ の 他	11,129	4,283,856
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,278,597	4,278,597
営 業 利 益		5,258
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,145	
受 取 配 当 金	24,840	
為 替 差 益	5	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,112	
出 向 者 負 担 金 受 入 額	25,416	
そ の 他	25,529	83,049
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,042	
権 利 金 償 却	1,048	
そ の 他	561	18,652
経 常 利 益		69,654
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	560,790	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5,476	
厚生年金基金解散損失戻入益	106,246	672,513
特 別 損 失		
金融商品取引責任準備金繰入額	2,215	
固 定 資 産 除 売 却 損	3	
子 会 社 清 算 損	29,076	
訴 訟 関 連 損 失	109,544	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	17,430	158,269
税 引 前 当 期 純 利 益		583,898
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	42,688	
法 人 税 等 調 整 額	158,647	201,335
当 期 純 利 益		382,563

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本		余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,722,000	1,104,480	—	1,104,480
当 事 業 年 度 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 処 分			△2,200	△2,200
自 己 株 式 の 取 得				
利益剰余金から資本剰余金への振替			2,200	2,200
株主資本以外の項目の 当事業年度の変動額(純額)				
当事業年度の変動額合計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,722,000	1,104,480	—	1,104,480

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合
当 期 首 残 高	430,500	5,800,000	227,674	6,458,174
当 事 業 年 度 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△107,999	△107,999
当 期 純 利 益			382,563	382,563
自 己 株 式 の 処 分				
自 己 株 式 の 取 得				
利益剰余金から資本剰余金への振替			△2,200	△2,200
株主資本以外の項目の 当事業年度の変動額(純額)				
当事業年度の変動額合計	—	—	272,363	272,363
当 期 末 残 高	430,500	5,800,000	500,038	6,730,538

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価 証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△283,653	9,001,000	49,569	49,569	9,050,570
当 事 業 年 度 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△107,999			△107,999
当 期 純 利 益		382,563			382,563
自 己 株 式 の 処 分	2,200	—			—
自 己 株 式 の 取 得	△101,408	△101,408			△101,408
利益剰余金から資本剰余金への振替		—			—
株主資本以外の項目の 当事業年度の変動額(純額)			△75,685	△75,685	△75,685
当事業年度の変動額合計	△99,208	173,155	△75,685	△75,685	97,469
当 期 末 残 高	△382,862	9,174,156	△26,115	△26,115	9,148,040

個 別 注 記 表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づき、「商品先物取引業統一経理基準」（日本商品先物取引協会 平成23年3月2日改正）及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」（日本商品先物取引協会 平成28年5月25日改正）に準拠して作成しております。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関係会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの
移動平均法による原価法
 - (2) 保管有価証券の評価基準及び評価方法
商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づき、商品取引所が定めた充用価格によっております。
 - (3) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
 - (4) 商品の評価基準及び評価方法
 - ① 通常の販売目的で保有する商品
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ② トレーディング目的で保有する商品
時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
建物（建物附属設備は除く）は定額法、建物以外については定率法
 - (2) 無形固定資産
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - (4) 長期前払費用
定額法

3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金は、従業員への賞与の支給に充てるため、過去の支給実績額を勘案し、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金は、役員への賞与の支給に充てるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員の当社株式又は金銭の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (6) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- (7) 訴訟損失引当金は、商品取引事故及び金融商品取引事故による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末残高を勘案して、当事業年度において必要と認められる金額を計上しております。
- (8) 商品取引責任準備金は、商品取引事故における損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づいて計上しております。
- (9) 金融商品取引責任準備金は、金融商品取引事故の損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づいて計上しております。

4. 営業収益の計上基準

・受取手数料

- ① 商品先物取引 委託者の取引が約定したときに計上しております。
- ② オプション取引 委託者の取引が約定したときに計上しております。
- ③ 取引所株価指数証拠金取引 委託者の取引が約定したときに計上しております。
- ④ 取引所為替証拠金取引 委託者の取引が約定したときに計上しております。
- ⑤ 証券媒介取引 委託者の取引が約定したときに計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

- 平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由(会計基準等の名称)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

(2) 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

(3) 計算書類の主な項目に対する影響額

当事業年度において、計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(未適用の会計基準等)

- 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)

(1) 会計基準等の名称及びその概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ① (分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ② (分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ③ (分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④ (分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤ (分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 会計基準等の適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 会計基準等が計算書類に与える影響に関する項目

影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「保険積立金」(前事業年度423,053千円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

(追加情報)

- ・従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」第16項における取引の概要等の開示については、連結注記表の(追加情報)に記載しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

その他(流動資産)	5,000千円
建物	528,189千円
土地	1,753,563千円
投資有価証券	358,152千円
計	2,644,905千円

なお、このほかに先物取引証拠金の代用として(株)日本商品清算機構等に保管有価証券7,461,461千円を預託しております。

担保に係る債務

短期借入金	625,000千円
商品先物取引法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額	1,000,000千円
商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額	700,000千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産 1,406,254千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	586,088千円
関係会社に対する長期金銭債権	350,000千円
関係会社に対する短期金銭債務	613,355千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引(収入分)	56,456千円
営業取引(支出分)	65,266千円
営業取引以外の取引(収入分)	39,227千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 795,509株

- (注) 当事業年度末日における自己株式の数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式が、200,000株含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	161,726千円
退職給付引当金	203,619千円
賞与引当金	31,700千円
役員退職慰労引当金	56,989千円
訴訟損失引当金	5,379千円
商品取引責任準備金	43,754千円
未払事業税等	5,277千円
ゴルフ会員権評価損	12,547千円
減損損失	2,368千円
関係会社株式評価損	43,666千円
繰越欠損金	203,133千円
その他	15,897千円
繰延税金資産小計	786,060千円
評価性引当額	△702,229千円
繰延税金資産合計	83,831千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	663千円
繰延税金負債合計	663千円
繰延税金資産純額	83,167千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の33.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

・所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主)

(1) リース資産の内容

有形固定資産 オンライン・システム装置等器具備品

無形固定資産 ソフトウェア

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：千円)

会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	直接 100.0%	当子会社 商品先物取引等の受託 役員の兼務	出向者負担金の収入 (注)	25,416	出向者負担金収入額	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 出向者人件費は、出向社員の給与支給額を勘案し、決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,129円11銭

1株当たり当期純利益金額 46円64銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は200,000株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は16,667株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月13日

豊 商 事 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 塩 信 一 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 猿 渡 裕 子 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、豊商事株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豊商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月13日

豊商事株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 塩 信 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 猿 渡 裕 子 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、豊商事株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成28年 5月18日

豊 商 事 株 式 会 社

代表取締役社長 安成 政文 殿

豊商事株式会社 監査役会

常勤監査役 尾 崎 康 秀 (印)

常勤監査役 篠 塚 幸 治 (印)

社外監査役 福 島 啓 史 郎 (印)

社外監査役 新 欣 樹 (印)

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役福島啓史郎及び新欣樹は社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な課題であると考え、将来の事業環境の変化に適切に対応するため財務体質の強化を図りつつ、業績に応じた配当にて株主の皆様への利益還元を実施すべく税引後当期純利益から法人税等調整額の影響を除いた当期純利益に対する配当性向30%を基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針及び当期の業績の状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしました結果、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭配当といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき20円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、166,039,260円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第30条（取締役の責任限定契約）及び第42条（監査役の責任限定契約）の規定をそれぞれ新設するものであります。なお、第30条の新設に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定款に第41条（補欠監査役）に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。なお、この規定の新設に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (新設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 <u>(取締役の責任限定契約)</u> 第30条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 第30条～第39条（条文省略） (新設)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 第31条～第40条（現行通り） <u>(補欠監査役)</u> 第41条 <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第43条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p>	<p>② <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条の規定を準用する。</u></p> <p>③ <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p><u>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第46条 (現行通り)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第47条～第50条 (現行通り)</p>

第3号議案 取締役3名選任の件

現取締役は9名ですが、経営陣の強化及び充実を図るため、新たに取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	みや した よし のり 宮 下 芳 範 (昭和39年11月20日生)	平成3年8月 当社入社 平成19年4月 当社東京第三営業本部営業部長兼本店長 平成21年3月 当社大阪営業本部営業部長兼福岡支店長 平成22年3月 当社福岡営業本部長 平成24年4月 当社東京第二営業本部長 平成27年4月 当社東京第一営業本部長 平成27年10月 当社執行役員東京第一営業本部長(現任)	一株
2	わた なべ まき し 渡 邊 雅 志 (昭和31年1月30日生)	平成16年10月 当社入社 当社営業推進室長 平成20年4月 当社執行役員営業推進室長 平成23年4月 当社執行役員営業推進部長 平成25年6月 当社執行役員営業推進室長(現任)	一株
3	あたらし きん じゅ 新 欣 樹 (昭和18年1月31日生)	昭和40年4月 通商産業省(現・経済産業省)入省 平成7年6月 中小企業庁長官 平成8年7月 石油公団理事 平成11年10月 日本情報処理開発協会専務理事 平成17年7月 日本原子力発電(株)取締役副社長 平成21年7月 (財)電源地域振興センター理事長 平成25年6月 当社監査役(現任) 平成25年7月 (一財)素形材センター顧問(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 選任されます取締役の任期は、当社定款の規定により平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。
3. 取締役候補者新欣樹氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は新欣樹氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
社外取締役候補者の選任理由について
新欣樹氏につきましては、行政分野における多様な経験に加え、事業経営に関する幅広い経験、見識により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者となりました。
5. 新欣樹氏が社外取締役に就任され、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。

第4号議案 監査役3名選任の件

現監査役全員（4名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改選にあたり監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	しの つか ゆき はる 篠 塚 幸 治 (昭和21年12月13日生)	昭和40年3月 当社入社 平成7年4月 当社管理本部経理部長 平成12年6月 当社取締役管理本部経理部長 平成16年6月 当社取締役管理本部長兼経理部長 平成17年4月 当社取締役管理本部長 平成18年6月 当社常務取締役管理本部長 平成25年6月 当社監査役（現任）	45,992株
2	ふく しま けいしろう 福 島 啓 史 郎 (昭和21年3月31日生)	昭和43年3月 東京大学法学部卒業 昭和43年4月 農林省（現農林水産省）入省 昭和60年6月 在英日本国大使館参事官、国連国際砂糖機関（ISO）議長 昭和63年10月 農林水産省食品流通局商業課長 平成10年6月 同省食品流通局長 平成13年7月 参議院議員 平成20年10月 早稲田大学客員教授 平成23年11月 ㈱有機エネルギー日本再生機構代表取締役（現任） 平成24年6月 当社監査役（現任） 平成25年7月 バサルトファイバー㈱代表取締役（現任） 平成26年5月 日本バイオマス燃料㈱代表取締役（現任）	一株
3	しん ほら よし あけ ※新 原 芳 明 (昭和25年3月27日生)	昭和47年3月 東京大学法学部卒業 昭和47年4月 大蔵省（現財務省）入省 昭和52年7月 同省国税庁名古屋国税局伊勢税務署長 平成5年7月 同省証券局企業財務課長 平成7年7月 富山県副知事 同省関東財務局東京証券取引所監理官 平成11年7月 兼金融企画局 平成14年7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局長 平成16年7月 (社)信託協会専務理事 平成20年7月 (独)造幣局理事長 平成27年6月 阪急阪神ホールディングス㈱独立委員会委員（現任） 平成27年6月 東京海上日動火災保険㈱顧問（現任）	一株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者福島啓史郎及び新原芳明の両氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は福島啓史郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由について
- 福島啓史郎及び新原芳明の両氏につきましては、行政分野における多様な経験に加え、事業経営に関する幅広い経験、見識により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者といたしました。
- (2) 社外監査役候補者が当社の社外監査役に就任してからの年数について
- 福島啓史郎氏の社外監査役への就任時期は、本定時株主総会の時をもって4年であります。
5. 篠塚幸治氏が監査役に就任され、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
6. 福島啓史郎及び新原芳明の両氏が社外監査役に就任され、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決された場合、当社は福島啓史郎及び新原芳明の両氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決された場合に、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ひらかわ じゅんこ 平川純子 (昭和22年10月9日生)	昭和48年3月 最高裁判所司法研修終了 昭和48年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 昭和52年5月 米国ワシントン大学ロースクール(LL.M)卒業 昭和54年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平川・佐藤・小林法律事務所(現シティユーワ法律事務所)設立 平成9年7月 シティユーワ法律事務所(合併による改名)パートナー(現任) 平成15年2月 平成23年6月 ㈱東京金融取引所社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との特別の利害関係については、次のとおりであります。当社は、平川純子氏がパートナーを務めるシティユーワ法律事務所との間において、金融商品取引業における顧問業務等を委託しております。
2. 補欠監査役候補者平川純子氏は社外監査役候補者であります。同氏は、司法分野における多様な経験に加え、事業経営に関する幅広い経験、見識により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、補欠監査役候補者いたしました。
3. 平川純子氏が社外監査役に就任され、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
4. 平川純子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の算定方法及び内容決定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役は除きます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成3年6月27日開催の第35回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額350,000,000円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、ご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

なお、現時点において対象となる取締役は9名（社外取締役は除きます。）ですが、第3号議案が原案通り可決承認されますと、本制度の対象となる取締役は11名（社外取締役は除きます。）となります。

2. 本制度における報酬等の額の算定方法及び内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、原則として当社株式が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、下記(5)及び(6)に従って当社株式の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記(4)の通り、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金としての金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、下記(5)の通り、1事業年度当

たり35,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、105,000株を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、平成28年5月12日の終値452円を適用した場合、上記の必要資金は、約47,460,000円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、次期対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する当社株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定です。

当初対象期間につきましては、本信託設定（平成28年9月（予定））後遅滞なく、105,000株を上限として取得するものとします。

(5) 取締役給付される当社株式の数の算定方法とその上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、35,000ポイントを上限とします。これは、現行の取締役への役員報酬の支給水準、員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記(6)の当社株式の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時までに当該取締役に付与されたポイントを合計した後に、退任事由別に設定された所定の係数（1.0を超えないものとします。）を乗じて算出されます（以下、

このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(6) 当社株式の給付及び報酬等の額の算定方法

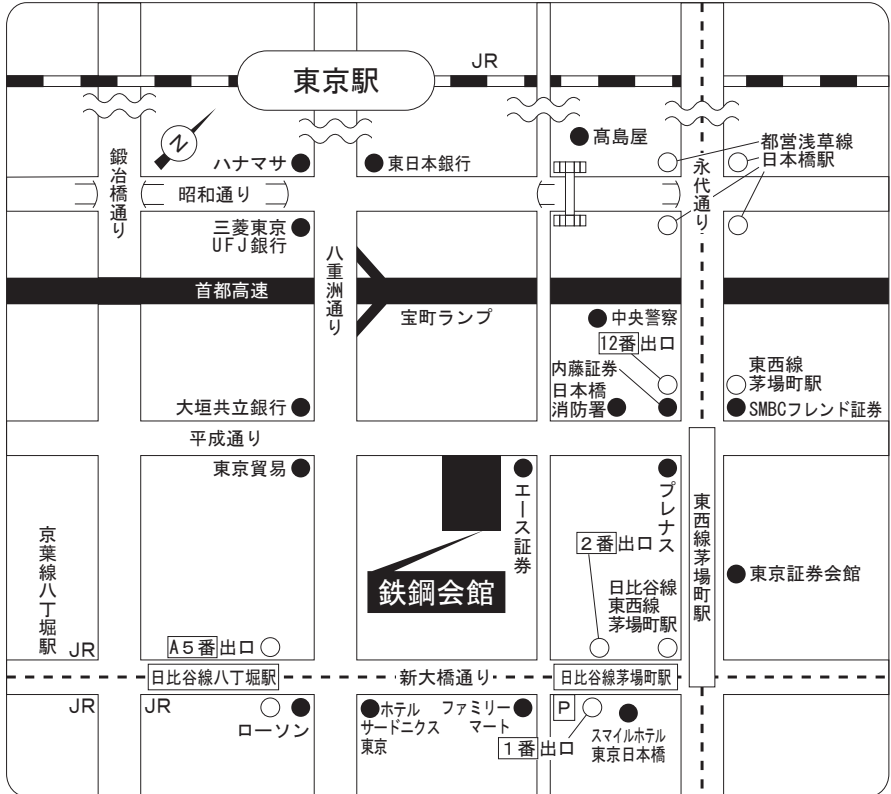
取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価格を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した金額とします。

以 上

第60回定時株主総会会場のご案内図

会 場 東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 番10号
鉄鋼会館 7 階701号



最寄駅

◎地下鉄／東京メトロ東西線	茅場町駅	12番 出口	徒歩	約 5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	1 番 出口	徒歩	約 5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	2 番 出口	徒歩	約 5分
東京メトロ日比谷線	八丁堀駅	A5 番 出口	徒歩	約 5分
J R	東京 駅	八重洲口	徒歩	約15分

(お知らせ) 誠に申し訳ございませんが、会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。